

令和3年10月27日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市国民健康保険運営協議会
会 長 竿 田 嗣 夫

令和3年度大阪市国民健康保険事業について（答申）

令和3年9月24日付け大福祉第1644号により諮問のありました事項について、次のとおり
答申します。

大阪市国民健康保険運営協議会答申

1 はじめに

出産育児一時金については、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止策を講ずることを目的として産科医療補償制度が実施されており、昨年末に、この掛金が令和4年1月1日より、1万6千円から1万2千円に引き下げられることが決定されている。

また、出産育児一時金の支給総額について、国の「社会保障審議会医療保険部会」においては、引き下げの議論もあったが、少子化対策としての重要性に鑑み、現行の42万円を維持すべきとされた。これを踏まえて、国において健康保険法施行令等が一部改正されたところである。

なお、大阪府が定める国民健康保険運営方針において、出産育児一時金は、この施行令等の額を府内統一基準としている。

当協議会としては、以上のような現状を踏まえ、令和3年9月24日付け大福祉第1644号をもって大阪市長から諮問のあった事項について、次のとおり答申する。

2 答 申

市長からの諮問事項の内容は、次のとおりである。

令和4年1月1日以降の出産から、出産育児一時金の支給額について、現行の40万4千円を40万8千円に改定する。併せて、産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産の場合の加算額について、現行の1万6千円を1万2千円に改定する。

上記諮問事項について審議した結果、出産育児一時金の支給額改定は、少子化対策の重要性に鑑みたものであり概ね妥当である。

なお、支給総額については、国の「社会保障審議会医療保険部会」において、出産に係る経済的負担をさらに軽減するため、費用実態を踏まえた支給額の検討を行うとされており、今後、改定が行われる際には、時期を逸することなく当協議会に諮問されたい。